第

3673

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 1月 8日 木曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミュレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 印税収入の所得区分

A:著作活動が事業的規模かどうかにより、 事業所得又は雑所得になります。

【解説】

事業所得とは、原則として、事業から生ずる所得をいい、農業、林業、漁業及び水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、卸売業及び小売業、金融業及び保険業、不動産業、運輸通信業、医療保健業、著述業その他サービス業のうち対価を得て継続的に行う事業をいいます。そして、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいい、次のような所得は、雑所得に該当するとしています。

- ①動産の貸付による所得
- ②工業所有権の使用料に係る所得
- ③温泉を利用する権利の設定による所得
- ④原稿、さし絵、作曲、レコードの吹込みも しくはデザインの報酬、放送謝金、著作権の 使用料又は講演料等にかかる所得
- ⑤採石権、鉱業権の貸付による所得
- ⑥金銭の貸付による所得
- (7)不動産の継続的売買による所得
- ⑧保有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡 による所得

印税収入は、その活動が事業的規模かどうかで事業所得又は雑所得になります。







